



宮 崎 県 公 報

令和4年7月14日(木曜日) 第323号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

○公営企業の業務の状況の公表…………… (財政課) 1	頁
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称の変更 (福祉保健課) 1	
○救急病院の認定…………… (医療政策課) 2	
○民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 2	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先 人不明について…………… (“) 2	
○道路の区域の変更 (3件) …………… (道路保全課) 2	
○道路の供用の開始 (3件) …………… (“) 3	
○道路の占用を制限する区域の指定 (2件) …… (“) 3	
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進 に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住 支援法人の住所及び支援業務を行う事務所の所 在地の変更…………… (建築住宅課) 4	

公 告

○土地改良区の役員の就任の届出…………… (農村整備課) 4	
○土地改良区の役員の就任の届出…………… (“) 4	

○家畜人工授精講習会の開催…………… (家畜防疫対策課) 5	
○落札者等の公告…………… 5	
病院局公告	
○入札公告…………… 5	
人事委員会公告	
○令和4年度宮崎県職員採用試験 (高等学校卒業 程度) 及び令和4年度宮崎県臨床検査技師採用 試験の実施…………… 6	
公安委員会公告	
○警備員等の検定の実施について…………… 6	
○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 7	
警察本部公告	
○令和4年度警察官B (男性) 採用共同試験、警 察官B (女性) 採用試験及び警察官B (情報工 学) 採用試験の実施…………… 8	
収用委員会告示	
○収用及び使用の裁決手続開始決定の更生決定…………… 8	
正 誤	
○令和4年6月28日付け県公報 (号外第29号) 別 冊中…………… 9	

告 示

宮崎県告示第 452号

地方公営企業法 (昭和27年法律第 292号) 第40条の2第1項の規定により、宮崎県公営企業の令和3年度下半期の業務の状況を別冊のとおり公表する。

令和4年7月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 453号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の2第5項において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年7月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
有限会社	延岡市東本小路 1	さとかん	延岡市東本小路 1

佐藤幹薬局	32番地	薬局本店	32番地
有限会社 佐藤幹薬局	延岡市東本小路 1 32番地	さとかん 薬局北新 小路店	延岡市北新小路 3 番地13
有限会社 佐藤幹薬局	延岡市東本小路 1 32番地	さとかん 薬局木城 店	児湯郡木城町大字 高城3848番地 3

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
佐藤幹薬局	さとかん薬局本店	令和4年 7月1日
なの花薬局	さとかん薬局北新小路店	令和4年 7月1日
木城薬局	さとかん薬局木城店	令和4年 7月1日

宮崎県告示第 454号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和4年7月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
延岡市医師会病院	延岡市出北6丁目1621番地

2 救急病院の認定の有効期間

令和4年7月17日から令和7年7月16日まで

宮崎県告示第 455号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和4年7月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町郷之原字谷之城日平乙235、字谷之城乙249-35、乙249-36、乙249-58、乙249-60

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 456号

保安林の指定施業要件の変更予定（令和4年宮崎県告示第356号）に係る保安林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する美郷町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年7月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

美郷町役場

河野鉄三郎、甲斐仲治

2 通知の要旨

(1) 保安林の指定施業要件を変更する予定である。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和4年宮崎県告示第356号によること。

宮崎県告示第 457号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年7月14日から同年同月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	327号	日向市大字平岩字秋留6685番1から同市同大字字大斉5773番4地先まで	旧	12.6～38.3	1121.5
				新	12.6～35.1	1121.5

宮崎県告示第 458号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年7月14日から同年同月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	388号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字吐野々474番236地先から同郡同村同大字同字474番238地先まで	旧	14.0～23.7	62.8
				新	14.0～31.1	62.8

宮崎県告示第 459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年7月14日から同年同月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
439	県道	市木南	串間市大字	旧	5.7～	45.0

	郷線	市木字阿部山6974番1地先から同市同大字同字6941番口地先まで	新	7.2 5.7～ 14.9	45.0
--	----	-----------------------------------	---	---------------------	------

宮崎県告示第 460号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 4 年 7 月 14 日から同年同月 28 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	327号	日向市大字平岩字秋留6685番1から同市同大字字大斉5773番4地先まで	令和 4 年 7 月 14 日

宮崎県告示第 461号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 4 年 7 月 14 日から同年同月 28 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	388号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字吐野々 474番 236地先から同郡同村同大字同字 474番 238地先まで	令和 4 年 7 月 14 日

宮崎県告示第 462号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 4 年 7 月 14 日から同年同月 28 日まで宮崎

県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
439	県道	市木南郷線	串間市大字市木字阿部山6974番1地先から同市同大字同字6941番口地先まで	令和 4 年 7 月 14 日

宮崎県告示第 463号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 4 年 7 月 14 日から同年同月 28 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	327号	日向市大字平岩字秋留6685番1から同市同大字字大斉5773番4地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 4 年 7 月 29 日

宮崎県告示第 464号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 4 年 7 月 14 日から同年同月 28 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	388号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字吐野々 474番 236地先から同郡同村同大字同字 474番 238地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 4 年 7 月 29 日

宮崎県告示第 465号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第 112号）第41条第 2 項の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人の住所及び支援業務を行う事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和 4 年 7 月 14 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称

特定非営利活動法人宮崎文化本舗

2 届出事項

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
住所	宮崎市橋通東3丁目1番11号	宮崎市鶴島2丁目9番6号みやざきNP Oハウス 101	令和3年3月1日
支援業務を行う事務所の所在地	宮崎市鶴島2丁目9番6号みやざきNP Oハウス 201	宮崎市鶴島2丁目9番6号みやざきNP Oハウス 101	令和3年3月1日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、三ヶ所土地改良区（五ヶ瀬町）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和 4 年 7 月 14 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 浩一郎	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所1182番地

（任期：令和 5 年 3 月 31 日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、南平土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次の

とおり届出があった。

令和 4 年 7 月 14 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	後 藤 邦 治	西臼杵郡高千穂町大字田原2326-1番地
理 事	安 在 寛	西臼杵郡高千穂町大字田原1846番地
理 事	内 倉 清 隆	西臼杵郡高千穂町大字田原2126番地
理 事	竹 次 純 逸	西臼杵郡高千穂町大字田原1785番地
理 事	佐 藤 道 雄	西臼杵郡高千穂町大字田原2170番地
理 事	菅 善 夫	西臼杵郡高千穂町大字田原2712番地
監 事	佐 藤 茂 男	西臼杵郡高千穂町大字田原2341番地
監 事	河 内 文 義	西臼杵郡高千穂町大字田原2162番地

（任期：令和 6 年 3 月 31 日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	後 藤 邦 治	西臼杵郡高千穂町大字田原2326-1番地
理 事	安 在 寛	西臼杵郡高千穂町大字田原1846番地
理 事	内 倉 清 隆	西臼杵郡高千穂町大字田原2126番地
理 事	竹 次 純 逸	西臼杵郡高千穂町大字田原1785番地
理 事	佐 藤 道 雄	西臼杵郡高千穂町大字田原2170番地
理 事	菅 善 夫	西臼杵郡高千穂町大字田原2712番地

監 事	佐 藤 茂 男	西臼杵郡高千穂町大字田原2341番地
監 事	河 内 文 義	西臼杵郡高千穂町大字田原2162番地

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209号）第16条第 2 項に規定する令和 4 年度の家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和 4 年 7 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 開催期日
令和 4 年 10 月 19 日（水曜日）から 11 月 24 日（木曜日）まで
- 開催場所
県立農業大学校（児湯郡高鍋町大字持田 5733 番地）
- 家畜の種類
牛
- 受講申込手続
 - 受講願書の受付期間
令和 4 年 7 月 19 日（火曜日）から 8 月 19 日（金曜日）まで
 - 受講願書の提出先
最寄りの家畜保健衛生所
 - 受講願書の提出
所定の受講願書に最近 3 か月以内に撮影した顔写真（縦 5 センチメートル、横 4 センチメートル）2 枚を添付して提出すること。
- 受講手数料
33,000 円（受講の際、宮崎県収入証紙により納付すること。）
- その他
 - テキストは、一般社団法人日本家畜人工授精師協会（東京都江東区冬木 11 番 17 号 電話 03-5621-2070）発行の家畜人工授精講習会テキスト（家畜人工授精編）を使用するのであらかじめ準備すること。
 - この講習会に関する問い合わせは、最寄りの家畜保健衛生所又は宮崎県農政水産部畜産新生推進局家畜防疫対策課（電話 0985-26-7139）にすること。

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 4 年 7 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 落札に係る調達件名
トナーカートリッジ等の単価契約
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号
- 落札者を決定した日
令和 4 年 6 月 22 日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社システム開発 代表取締役 井手 知仁
宮崎市大橋 3 丁目 101 番地 1 号
- 落札金額
33,404,750 円（消費税等込み）

- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
令和 4 年 5 月 12 日

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 4 年 7 月 14 日

宮崎県立日南病院長 峯 一 彦

- 競争入札に付する事項
 - 購入物品及び数量 生理検査システム 一式
 - 購入物品の特質等 入札説明書による。
 - 納入期限 令和 5 年 2 月 28 日
 - 納入場所 入札説明書による。
 - 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 競争入札に参加する者に必要な資格
 - この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - 令和 4 年宮崎県告示第 92 号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
 - 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 39 条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
 - 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
 - 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）に基づく資格停止（以下「資格停止」という。）を受けていないこと。

なお、既に入札参加の申出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。
 - 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとする。
 - 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を令和 4 年 8 月 22 日までに宮崎県立日南病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間

に合わないことがある。

なお、入札に参加しようとする者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県立日南病院医事・経営企画課財務担当 宮崎県日南市木山 1 丁目 9 番 5 号 郵便番号 887-0013 電話番号09 87 (23) 3111

(2) 期間 令和 4 年 7 月 14 日から令和 4 年 8 月 29 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県立日南病院医事・経営企画課財務担当

(2) 交付期間 令和 4 年 7 月 14 日から令和 4 年 8 月 29 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県立日南病院医事・経営企画課財務担当

(2) 提出期限 令和 4 年 8 月 29 日午後 5 時

(3) 提出方法 持参又は送付 (送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。) によること。

6 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県立日南病院 2 階第 2 会議室 宮崎県日南市木山 1 丁目 9 番 5 号

(2) 日時 令和 4 年 8 月 30 日午前 10 時 30 分

7 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程 (平成 18 年宮崎県病院局企業管理規程第 15 号) 第 81 条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第 107 条に規定する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県立日南病院医事・経営企画課財務担当

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Physiological Examination System Iset

(2) Time Limit for Tender:5:00p.m. 29 August , 2022

(3) Contact Point for the Notice:Medical Affairs,Management,and Planning Division,Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital, 1-9-5 Kiyama Nichinan City, Miyazaki Prefecture, 887-0013 Japan. TEL:0987-23-3111

人事委員会公告

令和 4 年度宮崎県職員採用試験 (高等学校卒業程度) 及び令和 4 年度宮崎県臨床検査技師採用試験の実施について、職員の任用に関

する規則 (昭和 45 年宮崎県人事委員会規則第 1 号) 第 12 条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 4 年 7 月 14 日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 21 号

警備業法 (昭和 47 年法律第 117 号) 第 23 条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和 4 年 7 月 14 日

宮崎県公安委員会委員長 島津 久 友

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
空港保安警備業務	1 級	令和 4 年 10 月 20 日 (木) 午前 9 時 30 分から午後 5 時ころまで
	2 級	令和 4 年 10 月 19 日 (水) 午前 9 時 30 分から午後 5 時ころまで

※ 当日の受付は、午前 9 時から午前 9 時 30 分までの間に済ませること。

2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙 2559 番地 1

宮崎県建設技術センター

3 定員

各 15 人 (受付先着順とする。)

4 受検資格

(1) 1 級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則 (平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。) 第 8 条第 1 号に該当する者

イ 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から空港保安警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

(2) 2 級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間及び時間

令和 4 年 8 月 15 日 (月) から 8 月 26 日 (金) まで (土曜日及び日曜日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。(郵送による提出は認めない。)

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1 通

イ 住所地を疎明する書面 (宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 空港保安警備業務に係る2級検定合格証明書の写し及び空港保安警備業務に係る2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面（1級の検定申請者のうち検定規則第8条第1号に規定する者に限る。）

カ 空港保安警備業務に係る1級検定受験資格認定書（1級の検定申請者のうち検定規則第8条第2号に規定する者に限る。）

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料は、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中で合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 乗客等の接遇に関すること。

エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。

オ 空港に関すること。

カ 空港保安警備業務の管理に関すること（1級に限る。）。

キ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 乗客等の接遇に関すること。

イ 手荷物等検査に関すること。

ウ 空港保安警備業務の管理に関すること（1級に限る。）。

エ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴等を持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合は、速やかに県警ホームページに掲載する。

(5) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

宮崎県公安委員会公告第22号

警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和4年7月14日

宮崎県公安委員会委員長 島津久友

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種類	警備業務の区分	実施日	定員
追加取得講習	1号警備業務	令和4年10月11日（火）から10月14日（金）まで	20人

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署又は受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
1号警備業務	令和4年8月29日（月）から9月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

- ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）
- イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面
 - (ア) 2の(1)に該当する者
当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書
 - (イ) 2の(2)に該当する者
検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し
 - (ウ) 2の(3)に該当する者
検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
 - (エ) 2の(4)に該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し
 - (オ) 2の(5)に該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種類	警備業務の区分	手数料
追加取得講習	1号警備業務	23,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（代表電話0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全全部生活環境課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

警察本部公告

宮崎県警察本部公告第2号

令和4年度警察官B（男性）採用共同試験、警察官B（女性）採用試験及び警察官B（情報工学）採用試験の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和4年7月14日

宮崎県警察本部長 佐藤 隆 司

収用委員会告示

宮崎県収用委員会告示第3号

令和4年1月20日付け宮崎県収用委員会告示第2号で告示した一般国道220号改築工事（日南防災「北区間」・宮崎県宮崎市大字内海字大園地内から日南市大字伊比井字永迫地内まで及び同市大字伊比井字後浦地内から同市大字伊比井字坂口地内まで）並びにこれに伴う附帯工事、市道付替工事及び二級河川改修工事に関する土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定による収用及び使用の裁決手続開始の決定について、次のとおり更正の決定をしたので告示する。

令和4年7月14日

宮崎県収用委員会

1 更正の内容

- 「4 土地所有者の氏名及び住所」中、
「持分2304分の36 河野 はるみ
大阪府吹田市市内本町3丁目7番10号」を削り、
「持分2304分の18 前田 奈津子
大阪府吹田市元町32番16号」を
「持分2304分の36 前田 奈津子
大阪府吹田市元町32番16号」に改め、
「持分2304分の18 松岡 陽子
大阪府吹田市日の出町21番1号」を
「持分2304分の36 松岡 陽子
大阪府吹田市日の出町21番1号」に改める。

2 裁決手続開始の決定を更正決定した年月日

令和4年7月5日

正 誤

正 誤 表

令和 4 年 6 月 28 日 付 け 県 公 報 (号 外 第 29 号) 別 冊 中

ページ	47 ページ			
誤	(県債管理基金) (単位: 円)			
	区 分	令3.9.30現在高	令3.10.1~令4.3.31 までの増減高	令4.3.31現在高
	現 金	28,613,328,277	△ 16,931,610,000 30,723,147,682	42,404,865,959
	有 価 証 券	7,890,070,645	0 1,500,000,000	9,390,070,645
	(国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金) (単位: 円)			
	区 分	令3.9.30現在高	令3.10.1~令4.3.31 までの増減高	令4.3.31現在高
現 金	10,174,367,791	0 6,914,757,533	17,089,125,324	
正	(県債管理基金) (単位: 円)			
	区 分	令3.9.30現在高	令3.10.1~令4.3.31 までの増減高	令4.3.31現在高
	現 金	28,613,328,277	△ 18,931,610,000 32,723,147,682	42,404,865,959
	有 価 証 券	7,890,070,645	△ 500,000,000 2,000,000,000	9,390,070,645
	(国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金) (単位: 円)			
	区 分	令3.9.30現在高	令3.10.1~令4.3.31 までの増減高	令4.3.31現在高
現 金	10,174,367,791	△ 4,000,000,000 6,914,757,533	13,089,125,324	
有 価 証 券	0	0 4,000,000,000	4,000,000,000	

--	--